

観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、市内にサテライトオフィス又はシェアオフィス等(以下「サテライトオフィス等」という。)を開設する事業者に対し、予算の範囲内において観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことをいう。
- (3) サテライトオフィス 事業者が事業の本拠から離れたところに設置するオフィスをいう。
- (4) シェアオフィス等 シェアオフィス、コワーキングスペースなど複数の利用者が業務に活用できる設備を備えたオフィスをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内にテレワークのできるサテライトオフィス等を新規に開設するもの
- (2) サテライトオフィス等を開設した後、当該オフィスを3年以上運用することが見込まれるもの
- (3) サテライトオフィス等の開設が、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令の規定に違反しないもの
- (4) 補助対象事業を実施する事業者に市税の未納がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者の補助対象事業につ

いては、対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がある事業者（役員又は従業員を含む。）
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
 - (3) 当該補助対象事業において国、県その他の補助金の交付を受ける事業者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める活動を行う事業者
- （補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
サテライトオフィス等に係る改修、購入又は新築に要する経費（附帯設備又は備品購入に要する経費を含む。）	2 / 3	200万円

2 前項の規定による補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要（法人の場合に限る。）
- (2) 定款の写し（法人の場合に限る。）
- (3) 登記事項全部証明書（法人の場合に限る。）
- (4) 開業等の届出書の写し又はそれに類するもの（個人事業主の場合に限る。）
- (5) サテライトオフィス等の賃貸契約書又は売買契約書の写し
- (6) 事業計画書

- (7) 収支予算書
 - (8) 補助対象事業に要する経費の見積書
 - (9) 市税の完納証明書又は市税を完納していることを証明できる書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該年度における補助金の交付額を決定し、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更又は中止しようとするときは、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を精査し、相当と認めるときは、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業を実施した年度において、当該年度の2月末日までに、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業により整備したサテライトオフィス等の写真
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、相当と認めるときは、補助金の額を決定し、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助

金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、観音寺市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（現地調査）

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが次のいずれかに該当するときは、第6条又は第7条に基づく決定の内容の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）虚偽の記載をしたとき。

（3）操業開始後3年以内にサテライトオフィス等を閉鎖したとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、補助金の返還を命ずることが適当と市長が認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、交付した補助金の全部又はその一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。